

防衛省組織令の一部を改正する政令案新旧対照条文 目次

○ 防衛省組織令（昭和二十九年政令第七十八号）（本則関係）	1
○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（附則第二項関係）	8

改 正 案	現 行
<p>（防衛人事審議会） 第五十一条（略）</p> <p>2 防衛人事審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 自衛隊法第三十一条第五項の規定により防衛大臣が定めることとされている隊員の人事管理に関する基準について調査審議し、及びこれに関し、必要に応じ防衛大臣に対して意見を述べること。</p> <p>3（略）</p> <p>（参事官、プロジェクト管理総括官、革新技術戦略官及び調達総括官） 第七十九条 長官官房に参事官一人を、プロジェクト管理部にプロジェクト管理総括官三人を、技術戦略部に革新技術戦略官一人を、調達事業部に調達総括官一人を置く。</p> <p>2 参事官は、命を受けて、防衛装備庁の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。</p> <p>3 5（略）</p> <p>（長官官房に置く課長に準ずる職）</p>	<p>（防衛人事審議会） 第五十一条（略）</p> <p>2 防衛人事審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 自衛隊法第三十一条第五項の規定により防衛大臣が定めることとされている隊員の人事管理に関する基準のうち隊員の能率に関するものについて調査審議し、及びこれに関し、必要に応じ防衛大臣に対して意見を述べること。</p> <p>3（略）</p> <p>（プロジェクト管理総括官、革新技術戦略官及び調達総括官） 第七十九条 プロジェクト管理部にプロジェクト管理総括官三人を、技術戦略部に革新技術戦略官一人を、調達事業部に調達総括官一人を置く。</p> <p>（新設）</p> <p>2 4（略）</p> <p>（長官官房に置く課長に準ずる職）</p>

第八十条 長官官房に、総務官一人、人事官一人、会計官一人、監察監査・評価官一人、装備開発官四人及び艦船設計官一人を置く。

(プロジェクト管理部に置く課長に準ずる職)

第九十一条 プロジェクト管理部に、事業計画官一人、事業監理官五人及び装備技術官三人を置く。

(調達管理部に置く課等)

第二百条 調達管理部に、調達企画課及び原価管理官一人を置く。

(調達企画課の所掌事務)

第二百一条 調達企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 装備品等及び役務の調達に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること(原価管理官の所掌に属するものを除く。)

三 (略)

四 装備品等及び役務の調達に関する業務の総括に関すること(調達事業部及び原価管理官の所掌に属するものを除く。)

五・六 (略)

七 防衛装備庁の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち装備品等及び役務の品質管理に係るものに関すること。

八 (略)

第八十条 長官官房に、総務官一人、人事官一人、会計官一人、監察監査・評価官一人、装備開発官五人及び艦船設計官一人を置く。

(プロジェクト管理部に置く課長に準ずる職)

第九十一条 プロジェクト管理部に、事業計画官一人、事業監理官四人及び装備技術官三人を置く。

(調達管理部に置く課等)

第二百条 調達管理部に、調達企画並びに原価管理官一人及び企業調査官一人を置く。

(調達企画課の所掌事務)

第二百一条 調達企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 装備品等及び役務の調達に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること(原価管理官及び企業調査官の所掌に属するものを除く。)

三 (略)

四 装備品等及び役務の調達に関する業務の総括に関すること(調達事業部並びに原価管理官及び企業調査官の所掌に属するものを除く。)

五・六 (略)

(新設)

七 (略)

(原価管理官の職務)

第二百二条 原価管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 装備品等及び役務の調達に関する予定価格の作成及び原価監査並びに価格に関する情報の収集整理に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること。

二・三 (略)

四 装備品等及び役務の調達に関する予定価格の作成に関する企業における経理の適正性の調査に関すること。

五 装備品等及び役務の調達に関する予定価格の作成に關し必要な企業における生産活動の効率性の調査に関すること。

六 装備品等及び役務の調達に関する原価監査に関する共通的な事項の調査に関すること。

第二百三条 削除

(原価管理官の職務)

第二百二条 原価管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 装備品等及び役務の調達に関する予定価格の作成及び原価監査並びに価格に関する情報の収集整理に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること（企業調査官の所掌に属するものを除く。）。

二・三 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(企業調査官の職務)

第二百三条 企業調査官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 装備品等及び役務の調達に関する予定価格の作成に関する企業における経理の適正性の調査に関すること。

二 装備品等及び役務の調達に関する予定価格の作成に關し必要な企業における生産活動の効率性の調査に関すること。

三 装備品等及び役務の調達に関する原価監査に関する共通的な事項の調査に関すること。

四 装備品等及び役務の調達に関する検査その他の契約の履行（契約の履行の促進に関することを除く。）に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること。

(需品調達官の職務)

第二百五条 需品調達官は、次に掲げる事務（輸入調達官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 (略)

二 食糧その他の需品、施設器材、原動機、工作機械、光学器材、気象器材その他の一般用機器、車両（装甲車両を除く。）

）、航海器材、港用品、掃海器材及び舟艇器材並びにこれらに付随する器材（試作品を除く。以下この条において「需品等」という。）並びに需品等に関する役務、装備品等の試作品並びに輸送の役務に関する業態調査に関すること。

三 需品等及び需品等に関する役務、装備品等の試作品並びに輸送の役務に関する契約の相手方及び契約方法の決定その他契約の締結に関すること。

四 需品等及び需品等に関する役務、装備品等の試作品並びに輸送の役務に関する契約の履行の促進に関すること。

五 需品等及び需品等に関する役務、装備品等の試作品並びに輸送の役務に関する契約に伴う証明に関すること。

六 (略)

七 需品等及び需品等に関する役務、装備品等の試作品並びに輸送の役務の調達に関する仕様書（前号に規定するものを除く。）の検討に関すること。

五 装備品等及び役務の調達に関する検査等の総括に関すること（調達事業部の所掌に属するものを除く。）。

六 防衛装備庁の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち装備品等及び役務の品質管理に係るものに関すること。

(需品調達官の職務)

第二百五条 需品調達官は、次に掲げる事務（輸入調達官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 (略)

二 食糧その他の需品、施設器材、原動機、工作機械、光学器材、気象器材その他の一般用機器、車両（装甲車両を除く。）

）、航海器材、港用品、掃海器材及び舟艇器材並びにこれらに付随する器材（以下この条において「需品等」という。）並びに需品等に関する役務並びに輸送の役務に関する業態調査に関すること。

三 需品等及び需品等に関する役務並びに輸送の役務に関する契約の相手方及び契約方法の決定その他契約の締結に関すること。

四 需品等及び需品等に関する役務並びに輸送の役務に関する契約の履行の促進に関すること。

五 需品等及び需品等に関する役務並びに輸送の役務に関する契約に伴う証明に関すること。

六 (略)

七 需品等及び需品等に関する役務並びに輸送の役務の調達に関する仕様書（前号に規定するものを除く。）の検討に関すること。

八 需品等及び需品等に関する役務、装備品等の試作品並びに輸送の役務の調達に関する予定価格の作成及び原価監査並びに価格に関する情報の収集整理に関すること（調達管理部の所掌に属するものを除く。）。

九 需品等及び需品等に関する役務、装備品等の試作品並びに輸送の役務の調達に関する業務の連絡調整に関すること。

十 (略)

十一 装備品等の試作品及び輸送の役務の検査の実施に関すること。

十二・十三 (略)

(武器調達官の職務)

第二百六条 武器調達官は、次に掲げる事務（輸入調達官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 火器、弾火薬類（魚雷を除く。）、化学器材及び装甲車両並びにこれらに付随する器材（試作品を除く。以下この条において「武器等」という。）並びに武器等に関する役務に関する業態調査に関すること。

二〇九 (略)

(削る)

十一 (略)

(電子音響調達官の職務)

第二百七条 電子音響調達官は、次に掲げる事務（需品調達官、武器調達官、艦船調達官、航空機調達官及び輸入調達官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

八 需品等及び需品等に関する役務並びに輸送の役務の調達に関する予定価格の作成及び原価監査並びに価格に関する情報の収集整理に関すること（調達管理部の所掌に属するものを除く。）。

九 需品等及び需品等に関する役務並びに輸送の役務の調達に関する業務の連絡調整に関すること。

十 (略)

十一 需品等の試作品及び輸送の役務の検査の実施に関すること。

十二・十三 (略)

(武器調達官の職務)

第二百六条 武器調達官は、次に掲げる事務（輸入調達官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 火器、弾火薬類（魚雷を除く。）、化学器材及び装甲車両並びにこれらに付随する器材（以下この条において「武器等」という。）並びに武器等に関する役務に関する業態調査に関すること。

二〇九 (略)

十一 武器等の試作品の検査の実施に関すること。

十一 (略)

(電子音響調達官の職務)

第二百七条 電子音響調達官は、次に掲げる事務（需品調達官、武器調達官、艦船調達官、航空機調達官及び輸入調達官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 電波器材、磁気器材、音響器材、通信器材、電気器材及び電子計算機並びにこれらに付随する器材（試作品を除く。以下この条において「電波器材等」という。）並びに電波器材等に関する役務その他の役務に関する業態調査に関すること。

二〇九（略）

（削る）

十（略）

（艦船調達官の職務）

第二百八条 艦船調達官は、次に掲げる事務（輸入調達官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 船舶、船舶用機関（船舶用補機を含む。）、誘導武器及び魚雷並びにこれらに付随する器材（試作品を除く。以下この条において「船舶等」という。）並びに船舶等に関する役務に関する業態調査に関すること。

二〇九（略）

（削る）

十（略）

（航空機調達官の職務）

第二百十条 航空機調達官は、次に掲げる事務（輸入調達官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 航空機及び航空機用機器並びにこれらに付随する器材（試作品を除く。以下この条において「航空機等」という。）並びに航空機等に関する役務に関する業態調査に関すること。

一 電波器材、磁気器材、音響器材、通信器材、電気器材及び電子計算機並びにこれらに付随する器材（以下この条において「電波器材等」という。）並びに電波器材等に関する役務その他の役務に関する業態調査に関すること。

二〇九（略）

十 電波器材等の試作品の検査に関すること。

十一（略）

（艦船調達官の職務）

第二百八条 艦船調達官は、次に掲げる事務（輸入調達官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 船舶、船舶用機関（船舶用補機を含む。）、誘導武器及び魚雷並びにこれらに付随する器材（以下この条において「船舶等」という。）並びに船舶等に関する役務に関する業態調査に関すること。

二〇九（略）

十 船舶等の試作品の検査の実施に関すること。

十一（略）

（航空機調達官の職務）

第二百十条 航空機調達官は、次に掲げる事務（輸入調達官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 航空機及び航空機用機器並びにこれらに付随する器材（以下この条において「航空機等」という。）並びに航空機等に関する役務に関する業態調査に関すること。

二〇九 (略)

(削る)

十 (略)

二〇九 (略)

十 | 航空機等の試作品の検査の実施に関すること。

十一 (略)

○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（附則第二項関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（課長の官職に準ずる官職） 第五十一条の六 法第三十条の二第一項第七号に規定する政令で定める官職は、次に掲げる官職とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 防衛省本省の参事官 三〇八 (略)</p> <p>九 防衛装備庁の参事官 十〇二五 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>二六〇三二二 (略)</p>	<p>（課長の官職に準ずる官職） 第五十一条の六 法第三十条の二第一項第七号に規定する政令で定める官職は、次に掲げる官職とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 参事官 三〇八 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>九〇二四 (略)</p> <p>二五 企業調査官 二六〇三二二 (略)</p>